

金融法務誌本

昭和61年版

堀内 仁監修
石井 真司

金融法務読本

昭和61年版

堀内 仁 監修
石井 真司

社団 法人 金融財政事情研究会

＜監修者の略歴と著書＞

堀内 仁 (ほりうち まさし)

昭和 3 年九州帝国大学法学部卒業、弁護士、日本勧業銀行、第一勧業銀行調査部顧問を経て現在大東文化大学講師

有抵当貸付 (物価調査会) 貸付担保 (青林書院)

貸付整理 (有斐閣) 判例財団抵当法 (日本評論新社)

金融判例総覧上・中・下 (金融財政事情研究会)

当座勘定約定書ひな型の解説 (金融財政事情研究会)

石井 真司 (いしい しんじ)

昭和 26 年司法試験合格、昭和 27 年中央大学法学部卒業、同年日本勧業銀行に入行、昭和 41 年最高裁司法研修所修了後同行に復職、現在第一勧業銀行調査部顧問。

新銀行取引約定書の解説 (経済法令研究会)

不渡処分の先例と実務 (共著・金融財政事情研究会)

金融法務読本 <昭和 61 年版>

昭和 61 年 3 月 13 日 第 1 刷発行

定価 2,400 円

監修者 堀 内 仁
石 井 真 司

発行者 戸 部 虎 夫

印刷所 文唱堂印刷株式会社

〒 160 東京都新宿区南元町 19

発 行 所 社団法人 金融財政事情研究会

企 画・制 作 株式会社 金 融 財 政

販売総代理店 株式会社 キ ン ザ イ

T E L 03 (358) 0011(代) 振替 8-155845

© 1986 Printed in Japan 落丁・乱丁本はおとりかえします

2032-00756-1409

は し が き

金融法務に関する解説書の数は多いが、わかりやすく、内容が豊かで、最新の問題まで採り入れ、銀行取引の全般を一巻にまとめた手ごろなものといえば、なかなか恰好なものはない。そこで、高校卒業程度の新入行員にも容易に理解でき、しかも、大学で法律を学んだ銀行員が読むに耐えるものをまとめあげるとの意気込みのもとに企画・刊行されたのが、旧「金融法務読本」である。昭和三七年に初版刊行以来、幸にして好評をもって迎えられ、改訂を加えること四回に及んだ。しかし、部分的な手直しには限界があるので、今般新たな構想のもとに全部を書き改めて、まったく装いも変えて、本書を世に送り出すことにした。

本書が手ごろで最新の銀行法務全般の解説を志向していることは、旧金融法務読本と変りはないが、異なる点をあげると、まず事務手続に関するものは、本書の理解に支障がないかぎり、できるだけ触れないことにしたことである。本書の使命が金融法務の解説にある以上、この行き方に読者も賛同してくれださることと思う。これによつて生み出した紙数は、主として法律的に最も問題の多い貸付・担保・保証の部分の充実にあてたほか、内国為替・外国為替の部分の充実にもあて、その内容を豊富にした。なお、昨年四月一日から施行された新根抵当法と次々になされた代物弁済予約に関する最高裁判決によつて担保の部分が、また本年四月九日から実施される全国銀行内国為替制度によつて内為の部分がまったく面目を一新したことはいうまでもなく、さらに本年一月二二日から実施されている個人信用情報センターにもふれている。その反面において、預金の部分は、従来のものよりも紙数が減少したが、利子課

税と少額貯蓄非課税制度の解説には、ことのほか力を注ぎ、こと法務に関するかぎり、この部分でも決して見劣りしないものとした。

執筆者には、各銀行の本部において現に活躍中の金融法務について指導的立場にあるペテランの方をお願いしたから、読者には十分満足していただけるものができたと、ひそかに自負している。

昭和四十八年三月十五日

堀内真司仁

昭和六一年版へのはしがき

金融機関をとりまく環境は、まさに激動期にあるといつても決して過言ではない。まず金融の自由化の波は、国際的にも国内的にも時代の大きな潮流となって、金融機関の経営・業務に一大変革をもたらしつつある。また技術革新の波は、エレクトロニックバンキングの語に象徴されているように、金融機関の事務処理体制を一変させたほか、経営情報の提供機能も開発されつつある。さらに社会的ニーズの多様化の波は、金融機関をして高金利商品の開発競争に狂奔させ、融资条件のより有利なローン商品による対顧客サービスへの取組みとなる一方、社会的弱者たる消費者保護のための各種規制となつて現われてくる。

具体的にいえば、円建BA市場の創設、外銀の信託分野への進出、国債の大量発行下における銀行のディーリング取扱いの拡大や投資顧問業務への進出、金融機関・証券会社提携による新貯蓄・金融商品の開発、市場金利連動型預金や金利自由定期預金の創設と譲渡可能定期預金の取扱い拡大、ファームバンкиング・ホームバンкиングによる取引情報の提供、取引先企業の一括代金決済システムおよび顧客カードによる即時代金決済システムの開発・試行、CDの第二・第三土曜日稼働問題、消費者信用基本法制定への胎動、代理貸付における代理店の責任を取り扱った裁判例の出現、信用保証協会をめぐる代位弁済や求償権判例のダイナミックな動向、さらには、マル優制度・手形交換制度の大幅な改革、国債総合口座の創設等々枚挙にいとまがないほどである。

しかし、金融機関の業務には、このようなダイナミックな制度的変革の著しい面とともに、時流によつ

ても容易に変動を生じることがない基本的・日常的な業務が厳然として存在することを忘れてはならない。それは地味ではあるが、的確な実務処理によつて顧客の信頼をかちとり、ミスに対しては臨機の対応によつて被害を最小限にくい止めることが要請される業務分野であつて、営業収益の基盤として企業の最も基礎的な体力のいかんが問われる業務分野である。実損を量的拡大によつて回復することが困難となりつつある今日、その体力を増強することは不可欠の要請であろう。その意味において、この基本的・日常的業務を習得し、応用動作のできる豊富な人材を育成することができるか否かが企業の将来を決する重要なファクターになるといつても決して過言ではないと思われる。かくして、前述した今日的課題への果敢な挑戦も可能になるというものである。まさに“企業は人なり”である。

本書は、このような金融機関行職員の能力開発に資するために、現在の金融取引の基本かつ最新の実践的な法的知識を提供することを目的とするもので、行職員の能力向上に現実に寄与しつつあることは年毎に版を重ねている事実が何よりの証拠であると思われる。

ここに、執筆者の方々の御協力を得て昭和六一年版を送り出すことができた。引き続き読者諸賢の御利用を願う次第である。

昭和六一年二月

堀内仁
石井眞司

目 次

はしがき	堀内仁・石井眞司
昭和六一年版へのはしがき	堀内仁・石井眞司
第一章 預 金	1
I 預金にはどんな種類があり、その法的性質は何か	2
1 普通預金・通知預金・定期預金・総合口座	3
2 普通預金・通知預金・定期預金・総合口座の法的性質	11
3 当座預金	15
4 譲渡性預金	20
(1) 譲渡性預金とは	19
(2) 譲渡性預金の特徴	20
5 国債定期口座	22
(1) 国債定期口座とは	22
(2) 国債定期口座の特徴的性格	24
(3) 国債定期口座の法的性質	25
6 その他の預金	25

II	預金の金利はどのように規制されているか	28																
III	預金取引開始および預金受入れの手続と注意点	32																
1	普通預金の場合	32																
2	定期預金の場合	32																
3	総合口座の場合	37																
4	通知預金の場合	40																
5	別段預金の場合	43																
6	当座勘定の場合	42																
7	取引開始の場合の手続と注意点	44																
	当座預金を受け入れる場合の注意点	44																
	当座預金を入れについて知つておくべき点	47																
55	53	47	44	44	43	42	42	40	40	37	35	35	33	32	32	32	32	
譲渡性預金の場合

目 次

(1)	受入れ上的一般的な注意点															
(2)	譲渡性預金受入れの基本的手続と注意点															
8	国債定期口座															
(1)	取引開始の場合の手続															
(2)	取引開始の場合の留意点															
IV	預金支払の手続と注意点															
1	預金支払について的一般的な注意点															
2	各種預金支払の手続と注意点															
(1)	普通預金の場合															
(2)	定期預金の場合															
(3)	総合口座の場合															
(4)	積立定期預金の場合															
(5)	通知預金の場合															
(6)	別段預金の場合															
(7)	当座預金の場合															
(8)	譲渡性預金の場合															
(9)	新型期日指定定期預金の場合															
82	80	76	75	74	73	73	70	67	67	60	60	57	57	57	57	56	55

V 預金取引の解約手続と注意点 83

1 普通預金の場合 83

2 定期預金の場合 84

3 総合口座の場合 86

4 積立定期預金の場合 87

5 当座預金の場合 87

6 譲渡性預金の場合 90

7 新型期日指定定期預金の場合 91

VI 諸届の取扱いと注意点 91

1 一般的注意点 91

2 改印届 93

3 預金証書、預金通帳、マネーカードの喪失届 94

4 手形・小切手の喪失届 94

5 名義変更届 96

VII 預金の譲渡・質入れの場合の取扱い 97

1 預金の譲渡禁止特約と債権譲渡の方法 97

2 譲渡性預金の譲渡に関する手続と注意点 99

目 次

			VIII	預金者死亡の場合の取扱い	100
	1	相続制度のあらまし	100		
	2	実務の取扱い	110		
	IX	預金に対して差押命令・転付命令を受けた場合の注意	115		
	1	差押のあらまし	115		
	2	実務の取扱い	119		
	(1)	(仮)差押命令、転付命令、陳述の催告書の送達があつた場合	119		
	(2)	差押債権者が取立にきた場合	121		
	(3)	転付債権者が支払請求にきた場合	124		
	(4)	差押の競合がある場合	126		
	X	預金の秘密保持義務	131		
	XI	利子課税制度	134		
	1	利子課税のあらまし	134		
	2	源泉分離課税	135		
	3	総合課税	136		

									XII	少額貯蓄非課税制度
6	1	制度のあらまし	139							
	2	非課税貯蓄申告書の提出								
	3	非課税貯蓄申込書の提出	140							
	4	非課税扱い	141							
	XIII	少額公債非課税制度	139							
	1	制度のあらまし								
	2	適用対象となる国債、公募地方債の範囲	144							
	3	非課税扱いを受けるための手続								
	4	国債等窓口販売と制度の適用								
	XIV	勤労者財産形成貯蓄制度								
	1	制度のあらまし								
	2	制度の適用対象								
	3	財産形成貯蓄契約								
	4	財産形成貯蓄の非課税制度								
	5	財形持家個人融資制度								
6										
財形基金制度										
151	150	148	147	146	146	146	145	145	144	144
									142	142
									141	141
									140	140
									139	139

目 次

第二章 相互掛金	7	財形年金制度	153
1 相互掛金とは何か	155	8 その他	154
2 相互掛金の種類	156		
3 残債式相互掛金と両建式相互掛金	159		
4 相互掛金と定期積金	161		
第三章 定期積金	162		
第四章 手形交換	165		
1 手形交換所の組織と事業	178		
2 手形交換の手続	180		
3 不渡手形の返還	183		
4 取引停止処分制度	185		
5 取引停止処分の手続	187		

第五章 貸付

I	貸付にはどんな種類があるか	197
1	貸付金勘定となるもの	197
2	割引手形勘定となるもの	201
3	付随業務として貸し付けられるもの	202
II	貸付の相手方についての注意点	205
III	各種貸付の手続と注意点	209
1	貸付の具体的手続に入る前の準備	209
2	手形貸付の場合	210
3	証書貸付の場合	214
4	当座貸越の場合	216
5	手形割引の場合	217
6	コールローンの場合	221
7	支払承諾の場合	221
8	貸付有価証券の場合	222

目 次

IV	貸出利率はどう規制されているか	223
V	消費者金融	227
1	消費者ローン	227
(1)	消費者ローンの定義	227
(2)	消費者ローン商品の概要	228
(3)	消費者ローン契約書ひな型の検討	231
2	個人信用情報センター	232
(1)	情報センターの役割	232
(2)	情報センターの組織と事業	233
(3)	情報の種類と登録	235
(4)	情報の登録と利用についての顧客の同意	236
(5)	情報の照会・回答	238
(6)	苦情処理と信用回復	238
3	クレジット・カード	239
4	サラリーマン金融	243
(1)	資金業規制二法の成立過程	243
(2)	資金業規制法の概要	243
(3)	資金業規制法施行後の業界の動き	245

第六章 担保・保証

I	担保	247
1	担保とはどんなものか	248
2	物的担保にはどんなものがあるか	248
3	約定担保物権の種類と効力	249
4	担保権設定契約上の留意点	254
5	各種の担保徵求の実務	258
6	(1) 不動産等抵当権の目的となりうる物件 (2) 預金等の指名債権 (3) 有価証券 (4) 無体財産権 (5) 営業用動産、機械設備 (6) 保険金の担保	262 261 273 274 277 278 279 280